

委員会からのお知らせ**第213回 食品安全委員会議事概要**

平成19年11月1日(木) 14:00～14:40

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬 5品目

1)ピリミスルファン

2)シヘキサチン

3)アミトロール

4)ジメタメトリン

5)アゾシクロチン及びシヘキサチン

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会において審議することとなった。

<参考>

1)除草剤で、水稻への新規農薬登録申請がされています。

2)殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。かんきつ類等へのインポートトレランス申請がされています。

3)除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。小麦及び大麦等へのインポートトレランス申請がされています。

4)除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

5)殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。

3)～5)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

1)「カルプロパミド」に関する意見・情報の募集について

2)「チオベンカルブ」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1)殺菌剤で、稲に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

2)除草剤で、水稻等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

1)、2)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

○添加物「水酸化マグネシウム」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「水酸化マグネシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

(4) 食品安全モニターからの報告(平成19年9月分)について

・9月中に報告された37件について事務局から報告があった。